

様式第1号別紙（第6条関係）

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び東松島市から求められた場合には、それに応じます。
  
- 2 以下の場合には、東松島市地方就職学生支援金支給規則に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 虚偽の申請や居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
  - (2) 支援金の申請日から1年以内に内定先企業への就業を行わなかった場合：全額
  - (3) 支援金の申請日から1年以内に本市へ移住しなかった場合：全額
  - (4) 内定先企業への就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額  
※退職日から3か月以内に宮城県内の別の企業に就業する場合を除く。
  - (5) 転入日から3年未満に本市から転出した場合：全額
  - (6) 転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額